

本仕様書は、千葉県が委託する令和8年度適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後に協議の上、千葉県が作成する。

## 令和8年度適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業業務委託 仕様書

### 1 件名

令和8年度適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業

### 2 業務目的

物価高騰や人手不足に加え、米国の関税措置などの経営課題に直面している中小企業等において、持続的な賃上げや経営の安定化等を実現するためには、人件費や資材価格の高騰などのコスト増を適切に取引価格へ転嫁できる環境づくりや機運醸成が重要であることから、中小企業等に対して伴走型支援等を行うことにより、適切な価格転嫁の推進を図る。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 委託業務の内容

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

なお、業務開始にあたり、県は受託者に対して、令和7年度に実施した「適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業」の実施結果を提供する。

#### （1）価格転嫁の現状に関するアンケート資料等の作成・発送

県内企業の価格転嫁に関する現状を把握するため、アンケートを作成するとともに、県内企業に対して発送する。

##### ア アンケートの作成

- ・ 県内企業の価格転嫁・交渉に関する現状等を把握するため、以下の項目を含むアンケートを作成すること。

価格転嫁率（全体及びコスト毎）
価格転嫁出来ている、または出来ていない理由
価格交渉の実施状況
パートナーシップ構築宣言の認知状況
パートナーシップ構築宣言の登録意向
専門家派遣の希望有無（本事業の案内を含む）
その他、県と協議の上定める項目

##### イ アンケート等の発送

###### ① 発送先

- ・ 価格転嫁状況の推移を把握するため、令和7年度においてアンケートに回答した企業（約3,500社）には、原則全てに発送すること。

- ・ その他、価格転嫁状況を把握するために適切な企業など、県と協議の上選定した企業に発送すること。
- ・ 発送回数については、価格転嫁の状況を適切に把握するため、1回以上の効果的な回数とすること。

## ② 発送する資料

- ・ 4 (1) アで作成したアンケート
- ・ その他、県と協議の上定める資料

## ウ アンケート結果の集計

- ・ アンケート結果を集計し、県に報告すること。

## エ 実施時期

### ① アンケート等の発送

- ・ 4 (1) イ②の資料を遅くとも令和8年10月30日（金）までに発送すること（令和8年8月頃を想定）。

### ② アンケート結果の集計

- ・ 県内企業からの回答結果を随時集計すること。

## オ その他

- ・ アンケートの回答にあたって必要なWEBフォームは、受託者が用意するか、「ちば電子申請サービス」を利用すること。
- ・ 「ちば電子申請サービス」を利用する場合は、受託者は県にアンケート項目を報告し、県が作成する。
- ・ 発送にあたって必要な用紙及び封筒は、受託者が用意すること。ただし、必要に応じて、県は受託者に対して、県が使用する封筒を提供する。

## (2) 架電・専門家派遣による価格転嫁や交渉の相談支援

架電による価格転嫁の認識や取組のヒアリングを行うとともに、専門家派遣により専門ツールを用いた訪問相談や価格交渉に向けたサポートを行う。

## ア 架電による価格転嫁の認識や取組のヒアリング

### ① 業務内容

- ・ 令和7年度に専門家派遣を行った企業（約500社）（以下、「訪問済企業」という）に対して、専門家派遣後の価格交渉の状況や現在の課題等に加え、令和8年度の専門家派遣ニーズをヒアリングする。
- ・ 令和7年度に専門家派遣を行っていない企業（以下、「未訪問企業」という）に架電する場合は、価格転嫁に関する認識や取組等のヒアリングに加え、専門家派遣の案内を行う。
- ・ また、架電時には、パートナーシップ構築宣言の周知を行う。
- ・ なお、架電によりヒアリングした日時や内容等を記録すること（様式

任意)。

## ② 架電を行う者

- ・ 本事業の趣旨を理解し、適切にヒアリングを行うことができる者。

## ③ 対象企業

- (1) 訪問済企業に対して、原則全てに架電すること。
- (2) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトの登録企業リストに掲載されている千葉県内の企業のうち、未訪問企業。  
※1,000社との通話を目標とすること。
- (3) その他、県と協議の上、選定した企業。

## ④ 実施時期

- ・ 遅くとも令和9年3月12日（金）までに計画的に架電すること

# イ 専門家派遣により専門ツールを用いた訪問相談や価格交渉に向けたサポート

## ① 業務内容

- ・ 県内企業の価格転嫁の推進を図るため、訪問による相談支援を行う。訪問回数については、訪問済企業に対しては2回まで、未訪問企業に対しては3回までとする。
- ・ 訪問先については、公表されているデータ等から、価格転嫁が進んでいない業種などを積極的に選定すること。
- ・ 未訪問企業に対しては埼玉県が作成・公表している価格交渉支援ツールや好事例集等の紹介を、訪問済企業及び未訪問企業のうち今年度2回目以降に訪問する場合は、前回の訪問により支援した内容を踏まえ、取引先の分析などの価格転嫁の実現に向けてより詳細な支援を行う。
- ・ 併せて、訪問時には、パートナーシップ構築宣言の周知を行い、必要に応じて県が行う『「パートナーシップ構築宣言」宣言文作成支援サービス』等を用いることにより、県内企業の登録サポートを行う。  
※『「パートナーシップ構築宣言」宣言文作成支援サービス』  
<https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=44981&accessFrom=>
- ・ 県が行う『「パートナーシップ構築宣言」宣言文作成支援サービス』について、県から申請情報の提供を受けて、宣言文（PDF）の代理作成及び送付を行う。
- ・ なお、専門家派遣時に支援した内容等を記録すること（様式任意）。
- ・ また、訪問した企業に対して、郵送・架電・メール等により、フォローアップを行うこと。その際には、派遣後に取引先と価格交渉を行ったか、価格交渉は成功したか、価格交渉時に取引先から言われたことなどを把握できること。

## ② 専門家派遣の方法

- ・ 対面またはWEBによる。

## ③ 派遣する専門家

- ・ 企業経営の課題解決に精通した者とする（中小企業診断士の資格を持つ

者や企業に対する経営相談業務の経験がある者等)。

#### ④ 対象企業等

以下の企業を対象に、延べ 900 社への訪問を目標として専門家派遣を実施すること。

- ・ 訪問済企業（派遣回数は、最大 2 回までとする）
  - ・ 未訪問企業（派遣回数は、最大 3 回までとする）
- ※延べ 900 社への派遣を目標にすること。

訪問済企業と未訪問企業の内訳は提案することとするが、未訪問企業 200 社への訪問を目標として内訳を設定すること。

(例：訪問済企業 500 社×1 回=500 回、未訪問企業 200 社×2 回=400 回)

#### ⑤ 実施時期

- ・ 遅くとも令和 9 年 3 月 12 日（金）までに計画的に派遣すること

#### ⑥ その他

- ・ 令和 8 年 12 月末日までにパートナーシップ構築宣言の登録社数を 3,500 社とすることを目標とすること。

### （3）価格転嫁に関するセミナーの開催

価格転嫁の推進及び機運醸成を図るため、セミナーを開催する。

#### ア 業務内容

- ・ 価格転嫁に関する解説や価格交渉術のレクチャー、パートナーシップ構築宣言の説明、個別相談等とする。
- ・ また、専門家派遣の案内を行い、令和 8 年度に新たに専門家派遣を希望する企業を掘り起こせるように努める。
- ・ セミナーの内容は、県と協議の上決定する。
- ・ セミナーで使用する資料は、受託者が用意する。

#### イ セミナーの講師

- ・ 企業経営の課題解決に精通した者とする（中小企業診断士の資格を持つ者や企業に対する経営相談業務の経験がある者等）。

#### ウ セミナー開催の方法

- ・ 対面またはWEBによる。

#### エ 回数

- ・ 最大 8 回

#### オ 開催時期

- ・ 契約締結日から遅くとも令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

#### カ その他

- ・ より多くの県内企業がセミナーを受講できるよう、対面開催の場合は開催

地域に配慮するとともに、WEB開催の場合は県HPで動画のリンクを掲載できるよう、youtube等に動画をアップロードすること。

#### (4) 価格転嫁に関する好事例集の作成

価格転嫁の推進及び機運醸成を図るため、県内企業の価格転嫁に関する好事例集を作成する。

##### ア 業務内容

- ・埼玉県が作成・公表している価格交渉支援ツールの使用、適切な原価計算に基づく価格交渉の実施等により、効果的な価格転嫁を実施できた事例を収集し、好事例集を作成する。
- ・好事例集の形式はワード、エクセル、パワーポイント、PDFのいずれかとする。

##### イ 事例を収集する企業

- ・4(1)イで発送したアンケートにおいて、「価格転嫁できている」旨の回答があった企業や、訪問済企業または8年度に専門家派遣を行った企業
- ・その他、県と協議の上、選定した企業

※10社からの事例収集を目標とすること。

##### ウ 事例を収集する時期

- ・契約締結日から遅くとも令和9年3月12日(金)まで

### 5 成果物の提出

以下の成果物を提出すること。提出方法及び様式は県と協議のうえ定めるものとする。

#### (1) 内容

ア 業務完了報告書（アンケート発送先、送付したアンケート等、架電先企業一覧、架電によりヒアリングした内容、専門家派遣先企業一覧、専門家派遣時に使用した資料、派遣した専門家、専門家派遣時にヒアリングした内容、パートナーシップ構築宣言の登録状況、セミナーの開催結果 等）

イ アンケート結果

ウ 好事例集

エ その他県が指定するもの

#### (2) 提出期限

- ・令和9年3月31日(水)

※受託者は、事業の進捗を管理し、県に対して定期的(月1回以上)に報告すること。

#### (3) 納入場所

千葉県商工労働部経済政策課

## 6 業務体制

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施計画書（目的・目標、全体スケジュール、作業体制、派遣する専門家等）を作成後、県に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務実施計画書に基づき、業務全体の進捗管理を行うこと。
- (3) 会議や情報共有ツールにより、隨時県と進捗や課題の確認等を行うこと。
- (4) 業務の進捗に遅れが生じそうな時は、速やかに県に報告するとともに、必要な調整を行い、対応案を作成し、県と協議のうえ改善を図ること。
- (5) 本事業の全委託期間に渡って、必要となるスキルや経験を有した要員を確保すること。
- (6) 本事業全体の指揮監督にあたらせる者を総括責任者として指定すること。なお、総括責任者は、受託者が雇用する正規労働者（労働契約に期間の定めのない通常労働者）である者を選任すること。
- (7) 県が受託者に対し、隨時契約履行状況に関する確認を行える体制とすること。
- (8) 業務の従事者に対し、意識の向上を図るため、関係法令や個人情報の保護及び情報セキュリティなど、業務実施にあたり遵守すべき事項について、教育及び研修等を実施すること。
- (9) 委託期間中に事故等が発生した場合には、受託者の責任において対応するとともに、直ちに県に報告すること。

## 7 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。
- (2) 本事業で作成されたデータの使用権等の権利は、県が有する。県が貸与した資料に基づくデータの著作権・所有権等の権利は、県が有する。
- (3) 本業務のため作成し、配布する資料等の内容及びデザインは、県と協議のうえ決定すること。また、県は校正を必要回行うことができる。
- (4) 原則として、本事業の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先や再委託内容、再委託理由を明記し、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本事業で知り得た情報を適切に管理するため、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」に記載する事項について遵守すること。
- (6) 本事業を通じて取得した全ての個人情報の取扱いについて、受託者は「個人情報取扱特記事項」及び「特定個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。また、本事業によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本業務の目的以外に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (8) 関係法規を遵守し、法令の趣旨に則って業務を実施すること。
- (9) 本事業の実施に伴い、第三者に与えた損害は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。